

# 第1回 小規模校対策2校合同検討委員会

平成31年2月14日（木）10時00分～  
御園小学校 会議室

## 〈次第〉

- 開会・事務局あいさつ
- 出席者紹介

### 1 検討委員会の規約等について

資料1

- 代表委員及び副代表委員の選出
- 議長あいさつ

### 2 検討委員会における検討事項及び今後の進め方について

資料2

### 3 統合校の場所について

資料3

## (参考資料)

御園小・名城小 小規模校対策だより（第1号）

次回予定

日時：3月18日（月）10時～12時

会場：名城小学校 特別活動室

## 小規模校対策 2 校合同検討委員会規約—(案)—

## (目的)

第 1 条 本会は、小規模校対策 2 校合同検討委員会(以下「委員会」という。)と称し、御園小学校及び名城小学校を統合することにより小規模校の抱える課題を解決し、教育環境の改善を図ることを目的とする。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 統合により小規模校の抱える課題を解決し、教育環境の改善を図るために必要な関係者の意見の聴取及び集約
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

## (委員)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員を置く。

- (1) 御園学区及び名城学区(以下「各学区」という。)の区政協力委員長、区政協力副委員長及び各学区が推薦した者(以下「地域委員」という。) 6 名(各学区 3 名)
  - (2) 御園小学校及び名城小学校の P T A(以下「各 P T A」という。)の会長、副会長、母親代表及び各 P T A が推薦した者(以下「保護者委員」という。) 8 名(各 P T A 4 名)
  - (3) 御園小学校及び名城小学校の校長及び教頭 4 名(各小学校 2 名)
  - (4) その他必要と認める者
- 2 委員の任期は 1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任を妨げない。

## (代表委員及び副代表委員)

- 第 4 条 各学区・各 P T A の委員の中から、代表委員 1 名、副代表委員 2 名をそれぞれ置く。(計 6 名)
- 2 代表委員および副代表委員は、各学区・各 P T A がそれぞれ協議して決定する。
  - 3 副代表委員 2 名の内訳は、地域委員 1 名、保護者委員 1 名とする。

## (代表委員及び副代表委員の職務)

- 第 5 条 代表委員は委員会を総理する。
- 2 副代表委員は、代表委員を補佐し、代表委員に事故があるときは、その職務

を代理する。

3 副代表委員の職務の代理の順序は、各学区・各PTAが協議して決定する。

(議長)

第6条 会議の議長は、代表委員が持ち回りで務めることとし、その順序は別に定める。

2 議長は、会議を主宰する。

(会議)

第7条 会議は、必要の都度、代表委員が協議して招集する。

2 会議の会場は、2校の持ち回りとし、その順序は別に定める。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議長が必要と認めた場合は、特別過半数（3分の2以上の賛成）とすることができる。

5 議長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

6 会議の公開等に関し、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第8条 委員会に事務局を置く。

2 事務局は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 委員会の庶務に関すること
- (2) 委員会の会議の進行に関すること
- (3) 委員会の審議に必要な資料を作成すること
- (4) 議事録を作成すること

3 事務局は、会議において必要な助言をすることができる。

(委任)

第9条 その他委員会の運営に必要な事項は、会議に諮ったうえ、代表委員で協議して定める。

(附則)

この規約は、平成31年2月14日から施行する。

(任期の特例)

最初の委員の任期は、第3条第2項の規定に限らず、平成31年3月31日までとする。

小規模校対策2校合同検討委員会の会議の議長及び会場について~~(案)~~

第1 小規模校対策2校合同検討委員会規約（以下「規約」という。）第6条第1項の規定に基づき、小規模校対策2校合同検討委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める順序を次のように定める。

- (1) 御園学区の代表委員から始まり、名城学区の代表委員の順序で繰り返すものとする。
- (2) 議長に事故あるときは、次の順序の代表委員が議長を務めるものとする。

第2 規約第7条第2項の規定に基づき、会議の会場となる学校の順序を次のように定める。

- (1) 御園小学校、名城小学校の順序で繰り返すものとする。
- (2) 会議の会場となる小学校で、会議の開催について支障が生じるおそれがあるときは、次の順序の小学校を会議の会場とする。

附 則

この定めは、平成31年2月14日から施行する。

## 小規模校対策 2 校合同検討委員会の会議の公開等について~~（案）~~

第 1 小規模校対策 2 校合同検討委員会規約第 7 条第 6 項の規定に基づき、会議の公開について次のように定める。

- (1) 小規模校対策 2 校合同検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とするものとする。ただし、議長が非公開とする必要があると認めるときは、この限りではない。
  - (2) 会議の傍聴を希望する者は、事務局に対してあらかじめ傍聴の申出をしなければならない。
  - (3) 会議の運営に支障を及ぼすと認められる者は、傍聴することができない。
  - (4) 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。
- 2 会議の資料（非公開情報に該当するものを除く。）は、傍聴者に対し提供するものとする。
- 3 会議の概要及び会議の資料（非公開情報に該当するものを除く。）は、市公式ウェブサイト（ホームページ）に掲載する等の方法により、公表するものとする。

### 附 則

この定めは、平成 31 年 2 月 14 日から施行する。

## 統合に向けた検討事項について（教育委員会案）

### 《検討委員会》（本委員会）

統合の在り方についての検討

○統合校の場所

統合時に使用する学校の場所の検討

○統合校の開校時期

開校時期及び整備手法の検討

統合の合意（合意書の提出）

### 《新しい学校づくり準備委員会》

統合校の開校に向けた具体的な内容の検討・調整

○校名

公募方式等による校名の検討

○校章

校名に基にした校章の検討

○統合校の施設整備

統合校の開校にあたって、施設整備の具体的な内容（校舎配置、児童の導線等）を検討

○PTA活動

各校PTA活動の引継ぎや統合校のPTA活動の検討

○通学の安全対策

通学路の安全点検の実施。改善要望等の取りまとめ

○校訓等

統合校の校訓、生活備品等の検討

校名等の決定（要望書の提出）

統合校の開校

○校歌の検討

# ● 御園小学校、名城小学校の沿革・施設規模等について

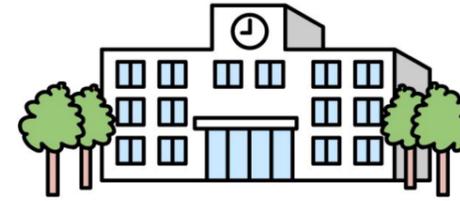
## 1 御園小学校・名城小学校の沿革

菅原、園町、明倫、七町(後に本町)、八重、大成、久屋尋常小学校を前身とする。明治4年に菅原尋常小学校の前身である第一義校が設置された同年を設立日としている。

昭和22年 戦後に統合され、名古屋市立名城小学校として開校

昭和29年 名古屋市立名城小学校分校(御園小)として開校

昭和36年 名古屋市立御園小学校として独立

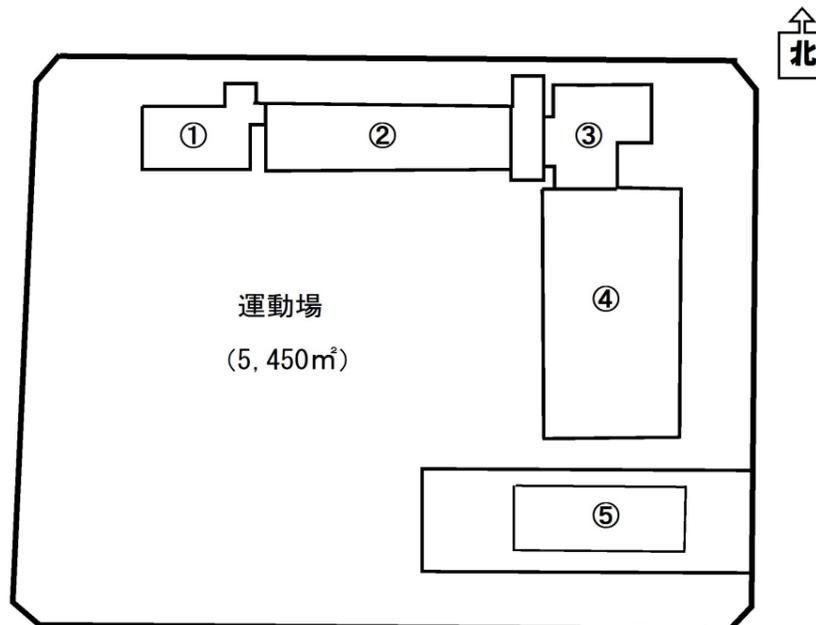


## 2 児童数・学級数等 (H30.11時点)

区分	児童数・学級数																							
	1年生			2年生			3年生			4年生			5年生			6年生			特別支援			計		
御園小学校	1学級			1学級			1学級			1学級			1学級			1学級			-学級			6学級		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
		3	3	6	10	1	11	6	4	10	3	5	8	5	6	11	7	3	10	-	-	-	34	22
名城小学校	1年生			2年生			3年生			4年生			5年生			6年生			特別支援			計		
	2学級			2学級			1学級			1学級			1学級			2学級			2学級			11学級		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	20	18	38	21	18	39	22	18	39	15	20	40	14	18	32	29	15	44	1	1	2	122	108	230

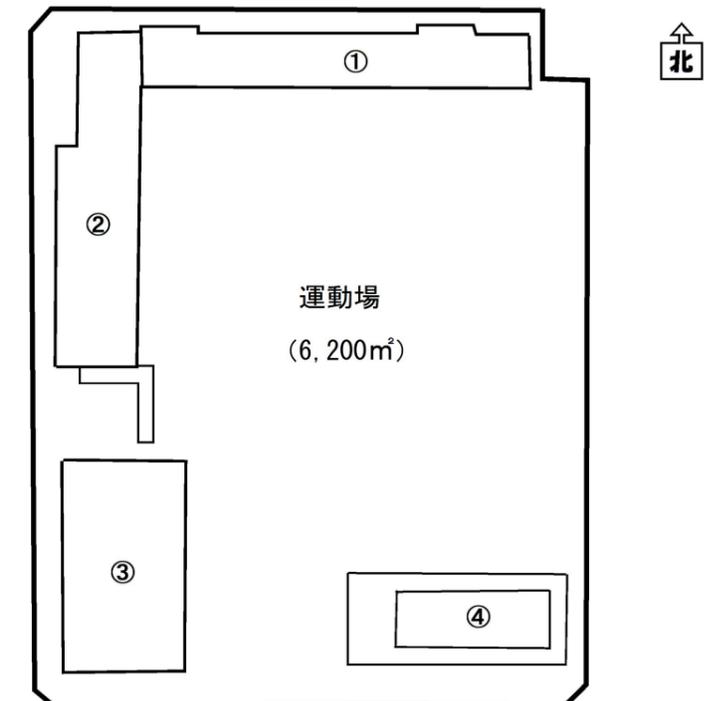
## 3 施設規模

【御園小学校配置図】



区 分	御園小学校	名城小学校
普通教室保有数	6 教室	20 教室
普通教室過不足数	0 教室	9 教室
敷地面積	9,613 m <sup>2</sup>	10,914 m <sup>2</sup>
校舎棟等の築年数	① 北校舎棟(西) 築39年	① 北校舎棟 築38年
	② 北校舎棟(東) 築64年	② 西校舎棟 築38年
	③ 給食調理所 築32年	③ 体育館棟 築31年
	④ 体育館棟 築32年	④ プール 築37年
	⑤ プール 築32年	-

【名城小学校配置図】



# 4 通学区域及び通学距離の状況

距離は最短の移動距離を表示

--- 御園学区

--- 名城学区

※通学区域のラインは、  
大まかな位置を表示

御園小へ約 2.8 km

A

名城小

学校間は約 1.5 km

御園小

B  
名城小へ約 2.0 km



# 小規模校対策だより

平成30年12月21日  
教育委員会  
教育環境計画室

= 御園小・名城小 保護者・地域住民合同説明会を開催しました =



12月14日(金)及び15日(土)に、名古屋市教育館講堂で、御園小・名城小 保護者・地域住民合同説明会を行いました。当日は、保護者87人・地域住民25人の参加をいただきました。

はじめに教育委員会から、統合等の小規模校対策の必要性、御園小と名城小の児童数の現状や今後の予想、小規模校対策の進め方などをご説明し、両校の保護者・地域住民の代表者による検討会の設置をお願いいたしました。その後、グループに分かれ活発な意見交換をしていただき、教育委員会より回答いたしました。主な意見や疑問は次の通りです。

## 【 主な意見 】

- できるだけ早い時期に統合をしてほしい。
- むしろ小規模校のよさを実感している。統合は必要ない。
- 母校がなくなってしまうのは残念。
- もっと統合の具体的な話が聞きたかった。
- 今後も、しっかりと情報発信をしてほしい。

## 【 主な質疑・応答 】

Q 統合は決まっているのですか？

A 御園小の対策が必要であるという教育委員会の方針は変わりません。今後、保護者・地域住民の代表の方々との話し合いを進めた上で、統合を決定してまいりたいと考えています。

Q 統合による変化は子どもにとって大きな出来事です。どんな配慮を考えていますか？

A 統合の変化を少しでもスムーズにするために、例えば、統合する学校同士で、事前に子どもたち同士の交流を行うことや、統合後の学校に子どもたちのことをよく知っている、統合前の教員をバランスよく配置するなどの配慮をしていきます。

Q 統合しても小規模校ではないですか？今後の子どもの数は？

A 現在の幼児の数を基に試算した場合、統合後の学級規模は、クラス替えができる12学級程度を確保できると見込んでいます。

Q 統合のスケジュールはどのようになるのですか？

A 具体的なスケジュールは決まっていません。今後、保護者、地域住民の代表の方と学校統合に向けた話し合いを開始し、その協議の中で検討したいと考えています。

仮に名城小学校を統合地にすると、統合に伴う工事をいつ行うかなどによって変わってきますが、最短で2020年4月と想定できます。

Q 御園小と名城小だけでなく、他の中学校ブロックや他の区の学校と統合することは考えられないですか？

A PTA活動や地域活動が行政区を単位として行われていることから、行政区内での統合を検討します。さらに、小学校と中学校は、同じ中学校ブロックの中で教育活動や地域活動において密接な関わりをもっているため、中学校ブロックの中での統合の組み合わせを検討します。

Q 通学の安全はどのように確保するのですか？

A 登下校時の交通安全や不審者対応のため、警察や土木事務所などと連携して、通学路の安全対策や家庭地域との協力による安全確保に努めます。

Q 丸の内中の小規模化の問題の方が深刻です。今後どうするのですか？

A 現在、従来の計画に変わる新しい計画の策定を進めています。新しい計画では、中学校も対策の対象とし、その中で検討を行うこととなります。具体的な方策については、今後、検討してまいります。



説明会で配付いたしました資料は、下記の方法でお渡しすることができます。

① 教育委員会 教育環境計画室に電話等でお問い合わせいただく。

教育環境計画室 TEL : 052-972-3282

② 御園小・名城小から受け取る。(教頭先生にご連絡ください)

御園小学校 TEL : 052-231-1405

名城小学校 TEL : 052-962-6661

③ 名古屋市のホームページにも、後日掲載いたします。



HPへ

今後、保護者・地域住民の代表者による、御園小・名城小の統合に向けた具体的な内容を話し合う検討会を開催します。内容は今回と同じようにお便りでお知らせします。

御園小・名城小の小規模校対策に関するお問い合わせや、ご意見・ご質問等は、下記までお願いいたします。

教育委員会教育環境計画室 TEL : 052-972-3282

FAX : 052-972-4176

MAIL : a3226@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

小規模校対策2校合同検討委員会 名簿

	御 園	名 城
地域委員	区政協力委員長 伊藤 秀成	区政協力委員会委員長 小川 音三
	区政協力副委員長 津田 純子	区政協力委員会副委員長 暮石 明彦
	区政協力副委員長 奥野 量英	区政協力委員会会計補佐 林 左希也
保護者委員	P T A会長 篠田 達幸	P T A会長 川口 直也
	P T A顧問 岩田 剛彦	P T A副会長 竹村 公明
	P T A副会長・母親代表 佐藤 須美子	P T A副会長 鈴木 慎二
	P T A副会長 齋藤 幸恵	P T A副会長・母親代表 山本 由貴子
学校	校長 大岩 良三	校長 川北 貴之
	教頭 井上 敬近	教頭 乙部 昌克

教育委員会事務局担当者

主 幹 鈴木 兼雄	主 査 勝田 将生
指導主事 岡島 靖志	副係長 植松 勇臣